

土木工事仕様書

打ち合わせ確認欄		
総括監督員	主任監督員	監督員

土木工事仕様書

契約後速やかに監督職員と協議を行うこと。

照合	課長	照合者
----	----	-----

国補 文書番号 島林公西第 198号

工事名	令和7年度 林業専用道（規格相当）金城293号線 開設工事				
査定番号		施行位置	浜田市金城町七条地内		
工事種別	一般土木工事	建設工事の種類	土木一式工事		
契約の方法及び条件	契約方法	簡易型一般競争	開札場所	島根県浜田合同庁舎401会議室	
	開札日時	令和8年4月10日 13:30		質問期限	令和8年4月3日
	入札保証金	島根県会計規則第61条の2第3号の規定により免除する。		契約保証金	島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の10/100以上。ただし、落札者が同規則第69条の2の各号いずれかに該当する場合は免除する。
	前金払	有		部分払	工事中3回以内とする。
	最低制限価格	設ける		完成期日	令和9年3月26日
	その他の条件	(1) 紙入札とする。 (2) 入札回数は1回とし、再度入札は行わない。			
現場説明	実施しない				
契約の内容	区分	契約年月日	着手年月日	竣工年月日	請負金額
	当初契約				円
	変更契約				円
	変更契約				円
受注者 住所・氏名					
監督職員	総括監督員		主任監督員		監督員
事 記	本件は、島根県会計規則及び島根県建設工事等入札執行要領の定めるところを準用して執行する。				
	(注1) 建設リサイクル法対象の有無 無				
	(注2) 入札に参加しようとする者の間に別紙に示す資本関係又は人的関係がないこと。				
	(注3) 請負代金の額が300万円以上の工事においては、受注者は中間前金によるか又部分払によるかを契約締結時に選択するものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。				
	(注4) 配置技術者について				
	(1) 請負代金の額が4,000万円以上の工事については、主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。				
	(2) 入札日以前又は入札当日において、他の工事を受注又は落札したことによって配置技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札参加資格を失うため、入札書提出前であれば、入札辞退届を提出すること。また、入札書提出後であれば、配置技術者を配置できなくなった旨を届け出ること。				
	(3) 落札後において、配置技術者の重複等によって配置技術者の配置ができないことが明らかとなった場合は、契約前であれば契約を締結しないこともあり得ること。また、契約後であれば契約を解除することもあり得ること。				
	(注5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は見積った契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ額）の110分の100に相当する金額とすること。この場合、10%に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。				
(注6) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。					
(注7) 加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していない者を全ての下請契約（2次下請以降も含む）において下請負人としてはならない。					
(注8) 受注者が上記（7）に違反していると認める場合、違約金の請求及び指名停止措置を行う。（ただし、発注者の指定した期間までに当該下請負人が社会保険等に加入し、発注者が加入を確認した場合はこの限りではない。）					
(注9) 本工事は「島根県公共工事共通仕様書」並びに「島根県公共工事共通仕様書 特記事項」を準用する。これらについては、次の島根県ホームページを参照のこと。 <a href="http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/">http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/</a>					

- 1, 特許権等権利の対象となっている施工方法の指定 (第8条)  
なし
- 2, 監督職員を2人以上置く場合のそれぞれの監督員の有する権限内容 (第9条第3項)  
なし
- 3, 中等を超える品質を必要とする工事材料 (第13条第1項)  
なし
- 4, 監督員の検査を受けて使用すべき工事材料の指定 (第13条第2項)  
なし
- 5, 監督員の立会のうえ調合すべき工事材料の指定 (第14条第1項)  
なし
- 6, 調合について見本検査を受けるべき工事材料の指定 (第14条第1項)  
なし
- 7, 監督員の立会のうえ施工すべき工事の指定 (第14条第2項)  
なし
- 8, 見本又は工事写真等の記録を整備すべき工事材料の調合又は工事の施工 (第14条第3項)  
なし
- 9, 支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期 (第15条第1項)  
不用となった支給材料又は貸与品の返還方法 (第15条第9項)  
支給材料の使用法 (第15条第11項)  
なし
- 10, 工事の施工上必要な用地で発注者が確保するものの指定 (第16条第1項)  
なし
- 11, 部分払いの対象とする工事材料及び工場製品の指定 (第38条第1項)  
なし
- 12, 部分引渡しを受ける部分の指定 (第39条第1項)  
なし
- 13, 火災保険その他の保険に付さなければならないもの (第51条第1項)  
なし

(別紙)

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

- ①資本関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
  - (イ)親会社と子会社の関係にある場合
  - (ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ②人的関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
  - (イ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
  - (ロ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 特記仕様書①適用一覧

工事名	令和7年度林業専用道（規格相当）川本808号線開設工事
-----	-----------------------------

当該工事の実施に当たり適用する特記仕様書は、「特記仕様書①一覧表」の「適用」欄に○印がある特記仕様書である。ただし、契約後、変更指示等で適用対象とする場合がある。

（○印のない特記仕様書は、本工事適用外）

### 特記仕様書①一覧

適用	特記仕様書名
	09_取得補償立木の伐採に関する特記仕様書
	15_急傾斜地崩壊対策工事特記仕様書
○	16_現場代理人の兼務に関する特記仕様書(様式)
	16-1_現場代理人の兼務に関する特記仕様書（特記仕様書例：東部・隠岐）
○	16-2_現場代理人の兼務に関する特記仕様書（特記仕様書例：西部）
	21_アンカー工に関する特記仕様書
	22_鉄筋挿入工に関する特記仕様書
	27_工事現場の現場環境改善等に関する特記仕様書
	27_2_工事現場の現場環境改善費等に関する特記仕様書（農業農村整備編）
	27_3_工事現場の現場環境改善費等に関する特記仕様書（港湾・漁港漁場整備編）
	28-1_週休2日工事特記仕様書〔土木部編（空港・森林土木工事 含む）〕
	28-1_週休2日工事特記仕様書〔農林水産部編〕
	28-1_島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）
	31-1_快適トイレに関する特記仕様書
	31-2_快適トイレ（様式1）
	33_運搬費及び準備費の設計変更に関する特記仕様書（農業農村整備編）
	37_伐採工に関する特記仕様書
	38_暗渠排水工に係る特記仕様書（農業農村整備事業）
○	39-1_建設工事ウィークリースタンスに関する特記仕様書
	39-2_ウィークリースタンスに関する実施報告書

※「特記仕様書①一覧」に掲げる特記仕様書は、島根県ホームページに一括掲載する。

技術管理課ホームページ

[https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji\\_info/shiyousho/](https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/)

※特に指示がない限り、入札公告（通知）日に適用されている特記仕様書を適用する。

※本工事に適用する特記仕様書は、この「特記仕様書①一覧」に示す特記仕様書のほか、個別に添付しているものがあるので注意のこと。

## 施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
1. 工程関係	1. 関連する別途発注工事 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし</span>	調整項目 <input type="checkbox"/> 土砂・資材の流用 <input type="checkbox"/> 仮設又は工事用道路の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 調整が必要な工事名: 調整が必要な工事の工期:
	2. 施工時期、施工時間及び施工工法の制限 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし</span>	制限される工種名: 施工時期及び施工時間: 施工方法:
	3. 他機関等との協議が未完了 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし</span>	協議機関名: 協議完了見込み時期:
	4. 他機関等協議による工程条件 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし</span>	制限される工種名: 施工期間:
	5. 占用物件工事との工程調整 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし</span>	占用物件名 <input type="checkbox"/> 電気 (工事時期: ) <input type="checkbox"/> 電話 (工事時期: ) <input type="checkbox"/> 水道 (工事時期: ) <input type="checkbox"/> ガス (工事時期: ) <input type="checkbox"/> その他 (工事時期: )
	6. 漁業協同組合との調整 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし</span>	漁業協同組合名:
	7. 工期	予定工期:令和9年3月26日 工期には、雨天・休祭日、夏期休暇・年末・年始休暇及び官公庁の土曜閉庁日を見込んでいる。
	8. 週休2日工事の試行対象工事 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし</span>	
	9. その他 <span style="float: right;"><input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</span>	内容:国有林内の伐採・工事について、島根森林管理署と打合せが必要(法令等に基づく協議については全て実施済み)

## 施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
2. 用地関係 <small>※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。</small>	1. 用地補償物件の未処理箇所 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	未処理箇所 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> No. ~No. 完了見込み時期：
	2. 仮設ヤードの指定 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	仮設ヤード <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 使用期間： 別添図面等 <input type="checkbox"/> ヤード位置図 <input type="checkbox"/> ヤード平面図 (面積: m <sup>2</sup> ) 使用条件・復旧方法：  占用料又は借上費 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容：
3. 公害対策関係	1. 施工方法、建設機械・設備等の制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	制限項目 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> その他 ( )
		<input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> 指定工法名： <input type="checkbox"/> その他：
		<input type="checkbox"/> 建設機械・設備 工種：
		<input type="checkbox"/> 作業時間 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	2. 事業損失防止に関する調査 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	調査項目 <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 近隣家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地下水位等の調査 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 調査方法 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> 別途協議 調査費 <input type="checkbox"/> 計上あり <input type="checkbox"/> 別途協議
	3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容：

## 施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
4. 安全対策関係 ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 交通安全施設関係の指定 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 交通誘導員の配置 配置人員: 人(内、交通誘導員A 人)
	2. 近接公共施設等に対する制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	近接公共施設名 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 施工時間の制限 施工時間: <input type="checkbox"/> 作業制限 制限を受ける工種: 制限内容:
	3. 落石、土砂崩落又は発破作業等に対する防護施設 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	防護施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> 別途協議 設置期間:
	4. 労働安全衛生法第30条第2項に基づく、特定元方事業者の指名 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 本工事の請負者 <input type="checkbox"/> 工期当初より指名予定 <input type="checkbox"/> 工期途中より指名予定(今後別発注工事があった場合) <input type="checkbox"/> 関連他工事の請負者( )
	5. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:

## 施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
5. 工事用道路関係 ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 一般道路(搬入路)の使用制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	経路 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 使用期間 ( ) <input type="checkbox"/> 使用時間帯 ( ) <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議
	2. 仮設道路の設置条件 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	構造・延長等 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 安全施設等 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議
	3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:
6. 仮設備関係 ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 仮設備の引渡し又は引き継ぎ <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	引き渡す(引き継ぎを受ける)仮設備: 引き渡す(引き継ぎを受ける)工事名: 引き渡す(引き継ぎを受ける)時期: 引き渡し時(引き継ぎを受ける時)の条件:
	2. 仮設物の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	構造・設計条件 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 施工方法の指定 工法名: <input type="checkbox"/> 設計条件の指定 制約事項:
	3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:

## 施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
7. 建設副産物関係	1. 建設発生土搬出先の受入条件 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 押土・整地 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 受入側の制約 制約事項:
	2. 建設廃棄物の処理条件 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 処理施設の指定 施設名: <input type="checkbox"/> 受入側の制約 制約事項: <input type="checkbox"/> その他 ( )
	3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:
8. 工事支障物件等	1. 工事支障物件 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	支障物件名 <input type="checkbox"/> 電気 協議 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 未了 位置: 移設時期: <input type="checkbox"/> 電話 協議 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 未了 位置: 移設時期: <input type="checkbox"/> 水道 協議 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 未了 位置: 移設時期: <input type="checkbox"/> ガス 協議 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 未了 位置: 移設時期: <input type="checkbox"/> その他 協議 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 未了 位置: 移設時期:
	2. 試掘調査 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	調査箇所数: 箇所 位置:
	3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:

## 施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
9. 排水工 (汚水処理を含む) ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 汚水・泥水の排水制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容
	2. 水質調査 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	調査項目
	3. 水中ポンプ <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	口径: 台数: <input type="checkbox"/> 常時排水 <input type="checkbox"/> 作業時排水
	4. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:

## 施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
10. 薬液注入	1. 薬液注入 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	工法区分: 注入材料 <input type="checkbox"/> 溶液型 <input type="checkbox"/> 有機 <input type="checkbox"/> 無機 <input type="checkbox"/> 懸濁型 <input type="checkbox"/> 瞬結 <input type="checkbox"/> 中結 <input type="checkbox"/> 長結 施工範囲 対象土量:                      m <sup>3</sup> 対象範囲の土質: 削孔 削孔間隔及び配置: 削孔総延長: 削孔本数 注入量 総注入量: 土質別注入率: その他

## 施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
11. その他	1. 工事用資機材の保管又は仮置き場の指定 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	場所: 期間:
	2. 現場発生品 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	品名: 引渡場所: 運搬距離:
	3. 植栽保険 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	樹木名・本数等:
	4. 中間検査 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	検査回数: <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回
	5. 部分使用 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	部分使用範囲: 目的: 部分使用期間:
	6. 技術管理上特に必要な資料 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	資料名:
	7. 台帳の作成 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	対象台帳: 別添 作成対象台帳一覧参照
	8. 遠隔臨場試行要領の適用 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	「建設工事等の現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)」に基づき、 受発注者協議のうえ適用の可否を確認 島根県技術管理課HP: <a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/">https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/</a>
	9. 島根県検査書類限定型工事試行要領の適用 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	「島根県検査書類限定型工事試行要領」に基づき、受発注者協議のうえ適用 の可否を確認 島根県技術管理課HP: <a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/">https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/</a>
	10. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:

## 建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書

1. 建設発生土の搬出：同一工事内の埋土地等への流用【同一工事内利用】  
本工事に伴い発生する土砂は、同一工事内の埋土地等へ搬出するのとする。

①-1 土壤汚染対策法第3条第7項に係る手続き状況

1) 法第3条1項ただし書の確認を受け調査義務が一時的に免除されている土地であり、900㎡以上の土地の形質変更があるか

- 該当しない  
 該当する → 2)へ

2) 届出状況は以下である(該当するものにチェック)

- 保健所(松江市内においては松江市役所)へ届出済みである → 3)へ  
 保健所(松江市内においては松江市役所)への届出がまだである(届出予定時期: )

3) 手続き状況は以下である(該当するものにチェック)

- 土壤汚染状況調査を実施済みかつ汚染状態が指定基準を超過していない  
 土壤汚染状況調査を実施済みかつ汚染状態が指定基準を超過していた → ※  
 当該届出において調査命令の発出がなかった  
 当該届出において調査命令の発出があった  
     土壤汚染状況調査の結果、指定基準を超過していない  
     土壤汚染状況調査の結果、指定基準を超過した → ※  
 上記以外または※の状況である

手続き状況を記載

①-2 土壤汚染対策法第4条第1項に係る手続き状況

1) 一定規模以上の土地の形質変更(盛土・掘削)があるか

- 3,000㎡以上の土地の形質変更 → 2)へ  
 現に有害物質使用特定施設が設置されている事業場の敷地の900㎡以上の土地の形質変更 → 2)へ  
 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る事業場の敷地(法第3条第1項の報告した事業場の敷地を除く) → 2)へ  
 上記に該当しているが、本工事は、届出の対象とならない行為 → 届出不要(法第4条に規定する対象外行為)  
 上記のいずれにも該当しない → 届出不要

2) 届出状況は以下である(該当するものにチェック)

- 保健所(松江市内においては松江市役所)へ届出済みである → 3)へ  
 保健所(松江市内においては松江市役所)への届出がまだである(届出予定時期: )

3) 手続き状況は以下である(該当するものにチェック)

- 土壤汚染状況調査を実施済みかつ汚染状態が指定基準を超過していない  
 土壤汚染状況調査を実施済みかつ汚染状態が指定基準を超過していた → ※  
 当該届出において調査命令の発出がなかった  
 当該届出において調査命令の発出があった  
     土壤汚染状況調査の結果、指定基準を超過していない  
     土壤汚染状況調査の結果、指定基準を超過した → ※  
 上記以外または※の状況である

手続き状況を記載

<参考>土壤対策汚染法について

県環境政策課HP(トップ>環境・県土づくり>環境・リサイクル>環境>土壤汚染)

② 盛土規制法に係る手続き状況

1) 盛土規制法の規制対象であり、許可・届出等が必要な工事が

- 該当しない  
 該当する → 2)へ

2) 許可・届出等状況は以下である(該当するものにチェック)

- 手続き済みである  
 手続きがまだである(申請予定時期: )

③ その他、搬出先が適正であることを確認するための事項

**【搬出先が、県で登録した民間常設受入施設の場合】**

搬出先は、県登録の建設発生土民間常設受入施設のため、登録時に適正であることを審査・確認済である。

**【搬出先が、発注者が指定する処分地の場合】**

受注決定後、初回協議にて「(参考資料)発注者が指定する処分地チェックリスト」等を用いて説明する。

## 再生資材等の使用に関する特記仕様書

1. 受注者は、下記について再生資材を使用すること。なお、使用に際し、監督職員及び再資源化施設側（再生資材を製造する施設）と十分協議すること。

### (1) 砕石・砂・アスファルトコンクリート・改良土

資 材 名	規 格	使 用 箇 所	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤工	

2. 使用に当たっては、島根県公共工事共通仕様書、舗装の構造に関する技術基準・同解説、舗装設計施工指針及びプラント再生舗装技術指針等を遵守のうえ、適正な品質を確保すること。

3. 再生クラッシャーランの原材料は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、廃瓦及び砕石とし、ゴミ、泥、ガラス、陶磁器、レンガ、プラスチック、金属等の有害量含んではならない。

また、次に示す品質および環境基準を満足することを製造業者が1年以内に行った試験の証明書等により確認しなければならない。

#### (1) 再生クラッシャーランの品質

下層路盤材として使用する場合の品質は、島根県公共工事共通仕様書の第2編 材料編 表2-2-4 再生砕石の粒度、第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第6節一般舗装工 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料 表3-2-16 下層路盤の品質規格 の規定による。ただし、一部を以下のとおりとする。

1) P Iは規定しない。

2) コンクリート塊の再生骨材、廃瓦の再生骨材のすり減り減量は50%以下とする。

(ロサンゼルス試験器による粗骨材のすり減り試験(13~5mmのもの))

#### (2) 環境基準

廃瓦を原材料として使用している場合は、平成21年3月31日付け廃第809号『廃瓦破碎物の土木資材としての再生利用に係る取扱いについて』に定められた有害物質の溶出量基準を満足すること。

4. 再生クラッシャーランについては、施工計画書の主要資材一覧表において、備考欄にその原料名を記載すること。(参考値として配合割合を記載すること)

なお、これを変更する場合には、監督職員と協議すること。

注) 再生砕石の原材料に、「コンクリート塊」「アスファルト塊」「廃瓦」「新材」以外を使用する場合には、廃棄物処理法に基づく「再生利用業個別指定」を受ける必要があるため、注意すること。

5. 工事発注後、再生資材の品質及び供給が得られない等やむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は別途協議すること

## 建設リサイクル法に関する特記仕様書

1. 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

### (1) 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他（            ）	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※当てはまる□に「レ」印を記入。

### (2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	コンクリート	アスファルトコンクリート	木 材
施設の名称			
所 在 地			
受 入 時 間			
仮 置 き 等			
受 入 条 件	最大粒径    cm程度	最大粒径    cm程度	
備 考			

注1) 上記(2)については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

注2) 土木工事に伴い発生する伐採木、伐根材や草は建設資材ではないため、特定建設資材廃棄物には該当しない。

2. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の完了時に建設リサイクル法第18条に基づき書面にて報告する「再資源化報告書」は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）へ以下の事項を入力することにより監督職員に報告したものとみなし、書面による提出を省略する。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

## 立木の伐採に関する特記仕様書

1. 伐採する立木は、設計図書に明示する土地に存する立木とする。
2. 国有林内(BP～No4)の立木は、伐倒、玉切り(4m 材)、国有林内の土場への搬出、はい積みを行うものとする。
3. 民有林内の立木は、伐採し、玉切り・枝払い等を行い、監督職員と協議のうえ、**工事後において搬出が可能な場所へ残置**すること。
4. 作業が完了した場合は、次の書類を提出すること。
  - ・作業着手前及び作業完了後の状況写真
  - ・各作業の状況写真

## 木製構造物の施工に関する特記仕様書

1. 本工事（指定仮設工事含む）は、「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、公共工事における県産材の着実な使用を確保するため、別表「木製構造物施工計画（予定）」に示す木製構造物の施工を計画している。  
ただし、現地の施工条件等により木製構造物の施工が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。  
なお、受注者は、下表に示した計画のみならず、現場事務所や作業現場の環境を周辺地域の景観と調和させる等、地域社会や住民に対する配慮等の観点から、仮施設・安全施設・営繕施設等への積極的な木材利用に努めること。
2. 木製構造物の施工  
木製構造物の施工にあたっては、原則として「島根県公共工事木製構造物等設計指針（平成17年3月制定）」により、現地に適した施工を行うものとする。
3. 県産木材の利用  
県産木材を利用した場合、本工事で木製構造物として使用する木材（間伐材を含む）が県産木材であることを証明するため、「しまねの木認証要領」に基づく「しまねの木認証書」の写し等を整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示すること。

## 工期に関する特記仕様書（森林土木）

### 1. 当初工期の日数算出方法

積み上げ方式による工期設定

上記が「その他」の場合の具体的な設定方法

### 2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無

上記が「制限あり」の場合、その具体的な理由

### 3. 当初工期に見込んでいる各種日数

- i) 工期は、雨天・休日等〇〇日（雨休率0.9）を見込み、設定している。  
なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。  
工期には施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

総工期	350日間
①準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.9
④雨休率以外の作業不能期間	—
⑤施工パーティ（班）数	1班
⑥備考（①～⑤以外で特別に工期に影響のある事項等）	—

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm以上の日：38日/年

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：6日/年

（小数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年の気象庁（松江観測所）及び環境省（松江地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

- ii) 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不可能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

### 4. 当初工期の確認

受注者は発注者が定めた当初工期日数について、適正な工期日数であることを速やかに確認しなければならない。  
なお、この結果は受発注者双方が共有するものとする。

### 5. 当初算定工期及び施工中における工期の変更方法

島根県公共工事請負契約約款第24条に基づく協議に関して、受注者は当初算定工期について、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で協議することが出来る。

なお、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では工事完了が困難であると認められる場合には、「土木工事における適正な工期設定のガイドライン」に基づき、工期の変更に応じるなど適切な措置を講じなければならない。

また、施工中に生じた不測の事態のため、工期延期が必要となった場合についても、上記に準じて行うものとする。

### 6. 受注者の工期検討及び受発注者の役割について

当初工期の変更が必要と判断した場合、または前工程で受注者の責によらない事象で工程遅延が発生する等により適正な工期を確保できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、元下間で協議・合意した結果を以て発注者と協議を行うものとする。発注者は協議があったときは、工期変更等の方針を明確にしなければならない。

## 最低制限価格の算出方法に係る特記仕様書（工事）

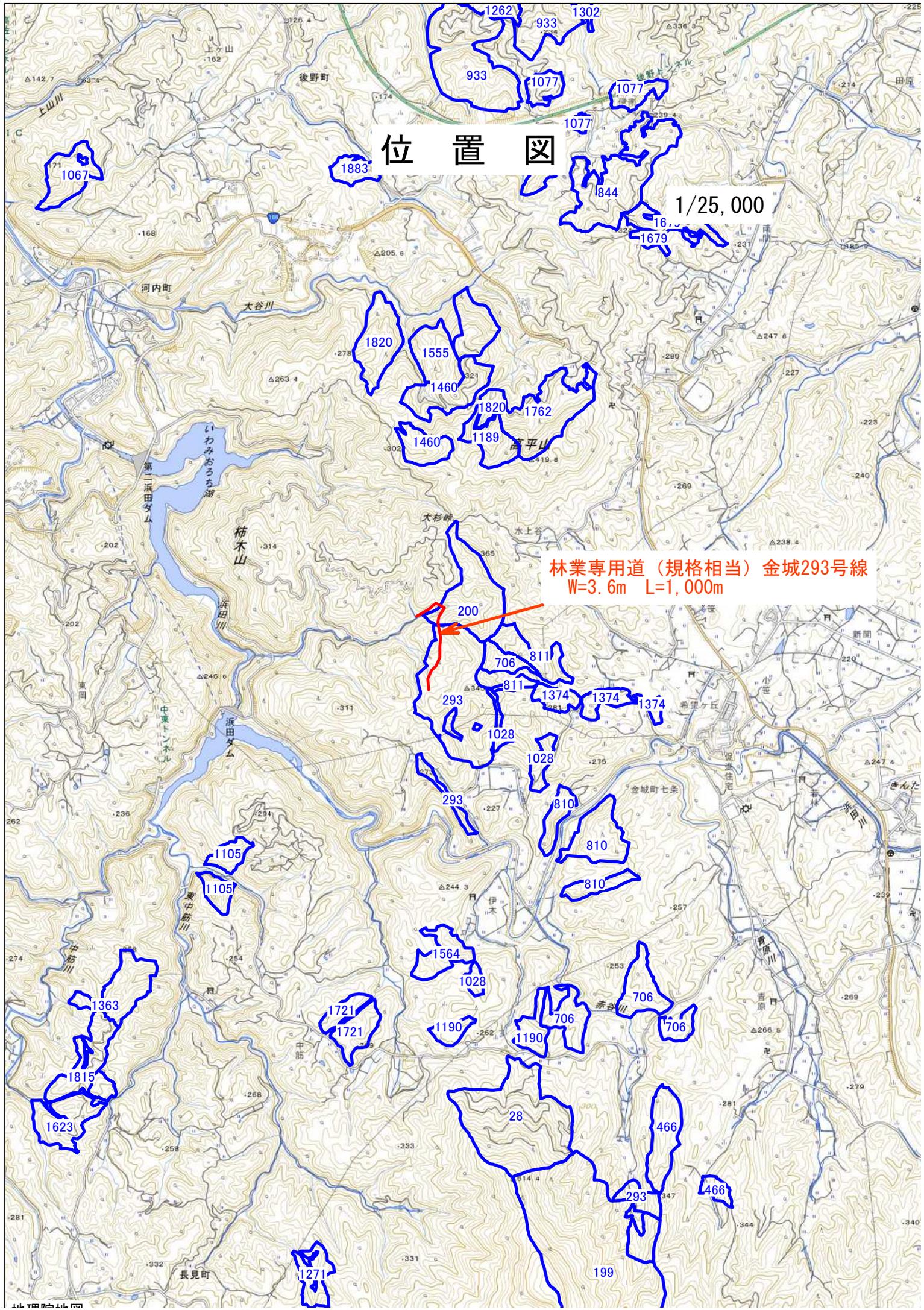
### 1. 最低制限価格の算出方法

予定価格（税抜き）の90%を乗じた額とする。

# 位置図

1/25,000

林業専用道（規格相当）金城293号線  
W=3.6m L=1,000m



# 路線図

浜田市金城町七条地内 (金城293号線)

S:1:5,000



BP  
C5-7-F  
第二柿木山林道

EP

林業専用道 (規格相当)  
L=1000m W=3.6m

公社造林

公社造林

凡例	
メニュー	事業内容
伐採実施	17.18ha
箇所名	金城293
林業専用道	
路線名	金城293号線

0 1:5000 500